

奈良県告示第三百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和七年三月七日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定の場所（令和七年一月三十一日現在の地番による。）
生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目五六三番一の一部
- 二 申請者氏名 阿部拓史
- 三 申請者住所 生駒郡三郷町城山台三丁目四番四号
- 四 道路の幅員 四・五〇メートル
- 五 道路の延長 一三・六一メートル
- 六 指定年月日 令和七年二月十八日
- 七 指定番号 郡土第R〇六一四号